

令和元年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

令和元年 5月21日(木)

全日通霞が関ビル大会議室

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 赤羽参事官

皆様、おはようございます。日ごろから、犯罪被害者等施策の推進に多大な御協力をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、本日、地方公共団体における犯罪被害者等の支援体制についてということで御報告をさせていただきたいと思います。

まず、我が国の犯罪被害者等支援の大もととなっております犯罪被害者等基本法、そして、これに基づいて策定されております犯罪被害者等基本計画につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、犯罪被害者等基本法ですけれども、平成16年12月に議員立法で制定されました。そして、これに基づきまして、平成17年12月に最初の犯罪被害者等基本計画が策定されました。この基本計画は5か年計画とされておりまして、引き続き、平成23年3月に第2次犯罪被害者等基本計画が策定されました。そして、平成28年4月には現行の第3次犯罪被害者等基本計画が策定されました。この第3次基本計画の計画期間でございますけれども、令和2年度末までとなっております、現在、実施から4年目に入っているという段階でございます。

次に、犯罪被害者等基本法で定められました地方公共団体の責務について御説明させていただきます。

まず、基本法の第5条で、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するというふうに規定されております。この規定を踏まえまして、現行の第3次基本計画におきましても、地方公共団体に関連した施策が複数掲げられているところでございます。

これらの施策の進捗状況につきましては、例年、皆様方の多大な御協力をいただきまして、調査を行わせていただいております。今年も大変お忙しい中、皆様に御協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

今日は、この場で、最新の調査結果を幾つか御紹介させていただきたいと思います。これから御紹介させていただく数値ですけれども、平成31年4月1日現在の速報値でございます、今年の6月に予定しております令和元年版の犯罪被害者白書の閣議決定後に公表を予定しているものでございます。したがいまして、現時点ではまだ公表前というものになりますので、取り扱いには十分留意していただければと思います。

まず、施策主管課の確定状況、及び、総合的対応窓口の設置状況でございます。第3次基本計画におきましては、警察庁において、市町村における施策主管課の確定状況等につ

いて定期的に確認するとともに、市町村に対して総合的対応窓口の設置を要請するという施策が盛り込まれております。このうち、施策主管課の確定状況につきましては、3年前の調査を行った時点で、既に、市区町村を含むすべての地方公共団体で確定しているという結果になっております。

続きまして、総合的対応窓口の設置状況でございますけれども、こちらについても、都道府県、政令指定都市に加えまして、今年の調査の結果、1,721の全ての市区町村において、総合的対応窓口を設置していただいたということが明らかになりました。

市区町村も含めた全ての自治体において、総合的対応窓口が設置されたわけでございますけれども、警察庁で平成29年度に実施しました犯罪被害類型別調査の結果、実際に犯罪の被害に遭ったという方のうち、実に8割の方が、この窓口の存在自体知らなかったというふうにお答えになっております。

こうした実態を踏まえまして、各自治体におかれましては、窓口の利用促進に向けて、窓口の存在をまず地域の住民の方々に十分御周知いただきたいと思います。また、利用していただきやすい相談環境を整備していただきまして、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるような体制をつくるために、どうか引き続き積極的な取り組みをお願いしたいと考えております。

続きまして、条例の制定状況について御報告させていただきます。第3次基本計画では、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定、または、計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うという施策が盛り込まれておりまして、警察庁におきましては、この施策の実施を通じて、地方自治を尊重しつつ、地方における犯罪被害者等の支援を進めていくということになっております。

続きまして、条例制定の状況に関する今年の調査の結果でございます。条例制定の比率は昨年よりさらに上がっておりまして、今年は都道府県においては70.2%、政令指定都市では55.0%、市区町村では29.1%の自治体で条例が制定済みであるという結果となっております。なお、ここの数字でございますけれども、これはいわゆる犯罪被害者等支援に特化した条例だけではなくて、いわゆる安全安心まちづくり条例のように、ほかのことも一緒に規定している条例の中に、犯罪被害者支援に関する項目を含むという条例も含む数字となっております。

なお、犯罪被害者等支援に特化した条例の制定数でございますけれども、このスライドには載っていないのですが、平成31年4月1日現在で、都道府県におきましては17、政令指定都市におきましては6、市区町村におきましては272の自治体で制定がされております。この数につきましても、追って、令和元年度の犯罪被害者白書などで公表させていただく予定でございます。

なお、特化条例の定義ですが、今回の調査でも皆様方にお知らせしたのですが、警察庁におきましては、専ら犯罪被害者等支援に関する事項について定めた条例を特化条例と呼ばせていただいております。したがって、例えば犯罪被害者に対する見舞金の支給

についてのみ定めた見舞金支給条例みたいなものも特化条例に含んでおります。

ですので、逆に申し上げますと、特化条例であるからといって、必ずしもその条例に規定された支援の幅が広いですとか、充実しているとか言い切れないということになってございますので、既に特化条例制定済みとなっておられる自治体におかれましても、どうぞより充実した内容の条例をつくる必要はないのかという視点での検討を引き続きお願いしたいと考えております。

なお、本日は、この後、大阪府と神戸市の御担当者様から、それぞれ、条例の制定、あるいは、改正に向けた取り組みについて御報告いただけることになってございますので、是非御参考にしていいただければと思います。

また、当参事官室から発信させていただいているメルマガですとか、あるいは、一昨年3月に冊子の形で「条例の小窓」というものも送らせていただいておりますので、こういったものも御活用いただければと思っております。

続きまして、犯罪被害者等に対する見舞金の支給、あるいは、貸付金の制度の導入の促進について御説明いたします。こちらの導入につきましても、3次計画におきまして、警察庁から皆様方に対して導入について要請するという施策が盛り込まれております。見舞金や貸付金制度の導入状況でございますけれども、今年の調査の結果、都道府県につきましては昨年から2か所、政令指定都市につきましては1か所、それぞれ増えております。また、市区町村につきましては、昨年から47増えているというところでございます。ただ、そうはいつでも、まだ導入されている自治体の数は比較的少ないというのが実情でございます。

なお、この数字は、見舞金、あるいは、貸付金、どちらかいずれか一方だけ導入しているものも含むというものでございます。財政的な問題ですとか、いろんな隘路はあろうかと思えますけれども、見舞金、貸付金の制度というのは犯罪の被害に突然遭われた方の切実なニーズに応える制度だと思えますので、引き続き、導入について御検討いただければと思います。

また、既に制度を導入している自治体では、死亡の場合は30万円、全治1か月以上の傷害の場合は10万円というような金額の設定が多くなってございますので、こういった例なども是非参考にさせていただいて、導入について引き続き御検討いただければと思います。

続きまして、中長期的な居住場所の確保について御報告いたします。この点につきましても、3次計画で警察庁から皆様方に対して啓発をさせていただいたり、情報提供させていただくという施策が盛り込まれております。こちらは、公営住宅等の入居に際して、犯罪被害者等に配慮する制度が設けられた自治体の数についての調査結果でございます。こちら昨年と比べて若干増加していることがおわかりいただけるかと思えます。

続きまして、こちら、市区町村における配慮の具体的内容について集計したものとなります。配慮の内容としましては、ここに記載されているように、さまざまなものがございましてけれども、各地域の実情に応じた形で御配慮いただけたらなというふうに思っており

ます。

皆様方に御協力いただきました今回の調査の結果の御紹介は以上となります。これらの調査結果につきましては、先ほど申し上げましたように、犯罪被害者白書で公表させていただく予定ですし、また、警察庁のホームページでも追って公表させていただく予定でございます。また、令和元年度版の白書につきましては、今後、各自治体の御担当者様に発送させていただきますので、是非御活用いただければと思います。

最後に、今年度、警察庁において実施予定の事業につきまして、ごく簡単に御紹介させていただきます。

まず、総合的推進事業ですけれども、今年度はこちらに赤字で記載している静岡県、熊本県、滋賀県、鳥取県、長崎県、横浜市の6つの自治体におきまして、警察庁との共催という形で実施していただく予定となっております。

続きまして、週間事業ですけれども、今年度も、私どもが主催させていただきます中央イベントと、それから、自治体の皆様と共催させていただく地方大会を予定しております。地方大会につきましては、富山県と栃木県において実施していただく予定となっております。

ちょっと駆け足で恐縮でございますけれども、私からのご報告は以上となります。

最後に、毎年のお願いではございますけれども、警察庁のホームページとFacebookを御紹介させていただきますので、こちらも御活用していただければと思います。また、本日、受付のところに縫いぐるみを置いておりますけれども、シンボルマークの「ギュっとちゃん」についても、何かイベント等実施される際には御活用いただければと。その際には、私ども参事官室に事前に一言御連絡いただければ、御活用していただける仕切りになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ご清聴、ありがとうございました。